

令和5年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

1. 期 日 令和5年12月2日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

1. 組 合 事務局長	伊 藤 章	6. 次期施設推進室 副主幹	大 野 喜 弘
2. 組 合 庶務課長	山 崎 昌 志	7. 印西市クリーン推進課長	藤 卷 孝
3. 印西CC 工場長	塩 崎 一 郎	8. 白井市環境課 主事	高 石 龍 太
4. 印西CC 業務班 副主幹	岩 井 一 宏	9. 栄町経済環境課 副参事	小 川 浩 昭
5. 印西CC 施設班 主査	赤 城 英 之		

☆乙(25名中 20名出席)

1. 小倉町内会	○欠席	15. 小倉台アビック21自治会	○欠席
2. 牧の木戸一丁目自治会	■	16. ファーストスクエア小倉台自治会	■
3. 木刈三丁目町内会	■	17. セカンドスクエア小倉台団地自治会	不在
4. 木刈四丁目自治会	■	18. サードスクエア小倉台団地自治会	■
5. 木刈五丁目自治会	■	19. 原山西町内会	不在
6. 内野町内会	不在	20. 木刈一丁目町内会	■
7. 内野西団地自治会	■	21. 柵ヶ谷自治会	■
8. 内野東団地自治会	■	22. 高花二丁目北自治会	■
9. 内野中央団地自治会	○欠席	23. 桜苑式番街自治会	■
10. 内野南第二団地町内会	■	24. 桜台6番街団地自治会	■
11. 原山中央自治会	○欠席	25. ガーデンスハウス木刈自治会	■
12. 原山町内会	■	26. 大塚三丁目町内会	■
13. 高花一丁目自治会	○欠席	27. コネット原山町内会	■
14. 高花四丁目町内会	■	28. 原山花の丘自治会	■

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出(甲側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・令和5年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・ (資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・ (資料3)
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・ (資料4)

5. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）令和5年度8月～10月のごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

・令和5年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。4月から7月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている8月分から10月分となります。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、10月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和5年度10月までのごみ搬入量合計は28,573トン、前年度と比較しますと1,087トン約3.66%の減、うち事業系ごみの合計は7,901トン、前年度と比較しますと363トン約4.39%の減となっております。ごみ焼却量合計は27,048トン、前年度と比較しますと1,256トン約4.43%の減となっております。

5ページ、6ページにつきましては、ただいまご説明いたしました、ごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフにあらわしたものとなります。

表－2）①排出ガス測定

・排出ガス測定につきましては、既に測定結果を報告済みであります。1号炉で令和5年5月24日に、2号炉で令和5年4月27日に、3号炉で令和5年6月21日に、測定を行っており、その結果は全て協定値（水銀に関しては規制値）の範囲内となっております。

表－2）②排出ガス測定（ダイオキシン類）

・排出ガス測定、ダイオキシン類ですが、こちらは、3号炉で令和5年6月21日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内で行いました。

また、既に測定結果は報告済みであります。1号炉で令和5年5月24日に、2号炉で令和5年4月27日に、測定を行っており、その結果は規制値、協定値の範囲内となっております。

続いて、同ページ右側に記載の焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは、3号炉で令和5年6月21日に測定を行い、その結果は規制値の範囲内で行いました。

また、既に測定結果を報告済みであります。1号炉で令和5年5月24日に、2号炉で令和5年4月27日に、測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっております。

同じく、同ページ右側に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、既に測定結果を報告済みであります。令和5年5月24日に、測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっております。

表－3）騒音・振動測定

・騒音・振動測定ですが、既に測定結果を報告済みであります。令和5年5月26日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっております。

なお、15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－4）悪臭物質測定

・悪臭物質測定ですが、既に測定結果を報告済みであります。令和5年6月23日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっております。

こちらも15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－5）臭気濃度測定

・臭気濃度測定ですが、既に測定結果を報告済みであります。令和5年6月23日に敷地境界、2号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内となっております。

表－6）処理水の水質測定

・処理水の水質測定ですが、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に測定結果を報告済みであります。令和5年6月21日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は遅れて報告がありゼロとなっております。

表－7）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定については、既に測定結果を報告済みであります。令和5年5月24日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満でございます。

表－８）ごみ質分析

・ごみ質分析の調査結果についてご報告いたします。直近では令和５年度７月２５日に測定しましたところ、紙類３５．２％、厨芥類１６．４％、布類０．９％、草木類５．０％、プラスチック類３４．７％、ゴム類０．１％、金属類２．３％、ガラス類０．４％、瀬戸物、砂、石０．８％、その他４．２％、水分３４．４％、見掛け比重０．１３５キログラムパーリットル、低位発熱量３，１３０キロカロリーパーキログラムでございました。

表－９）気象測定結果

・説明済になります。

まとめ

・まとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和５年８月～１０月の操業状況の報告として各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

（令和５年４月～１０月搬入車両数）

・令和５年度４月～１０月の搬入車両の合計が２２，６２１台で、前年度との比較では４３０台、１．８７％の減となっております。

搬出車両の合計は１，２６８台で、前年同時期との比較では、６０台、４．５２％の減となっております。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

・焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の１０月で、飛灰が１０２ベクレル、主灰は２４ベクレルでした。２０ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月１回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、２１、２２ページになります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計９地点で週１回測定しており、そのうち第１地点、第２地点、第３地点、第４地点、第６地点の５地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近１０月の測定平均で一番高いのは、第１地点で０．０８２マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成３０年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

最後に２３ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値８，０００ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和５年度１０月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和５年度１０月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が２８．５％という状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に次期中間処理施設整備事業の進捗状況について説明をお願いします。
------	--

議題（２）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

それでは、令和５年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。２４ページの資料３でございますが、令和５年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。１１月末時点の進捗となっております。

前回の第２回環境委員会でご説明させていただきましたとおり、資料に記載の業務につきまして継続して業務を行っております。実施状況につきまして、一番下になります６の用地管理業務におきましては、次期中間処理施設用地の草刈りについて、１１月に第２回の草刈りを完了しております。地域振興用地の草刈りについて、繁茂状況により実施することといたしまして、７月に契約、令和６年の３月末完了予定として第２回の草刈りを進めているところでございます。

次に、２５ページを御覧ください。令和５年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。令和１０年度の稼働開始に向け、新クリーンセンターの施設整備、施設用地までの進入路の整備、地域振興策について各種の業務を進めているところでございます。施設整備事業基本設計と建設工事発注支援、環境影響評価業務につきましては、１０月に環境影響評価準備書に係る住民説明会を佐倉市、印西市において実施したほか、千葉県環境影響評価委員会での説明を行い、１１月に施設整備運営事業者選定委員会の第６回会議を開催

いたしました。

続きまして、アクセス道路につきましては、地盤改良工事に向けた設計業務を行っておりますが、環境影響評価手続において実施した現地調査結果により、アクセス道路の区域内におきまして、動植物の重要種が確認されたことにより、重要種の移植を予定しているところでございます。

続きまして、一番下の用地管理業務につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、第2回目の草刈りを追加記載しております。

報告は、以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕では、次に行きます。
-------	---

議題（４）【自治会側からの質問事項の回答について】

自治会から事前に提出されました質問事項9項目について、組合側から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑は11時50分までとさせていただきます。また、質問事項については省略させていただきます。回答のみ読み上げさせていただきます。回答、質疑、時間内に終えない場合は、自治会側委員の皆様には回答内容を確認していただきまして、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合のほうにお問合せ願います。

それでは、1番から順次説明をお願いいたします。

質問1.日本人が開発した「ペロブスカイト型太陽電池」

1. はじめに

・2012年に桐蔭横浜大学大学院工学研究科教授宮坂力（つとむ）氏が開発した「ペロブスカイト型太陽電池」（Perovskite Solar Cell）が将来の太陽電池として脚光を浴びています。

・ペロブスカイトは、灰（カイ）チタン石のことで、圧電材料などに広く利用されてきました。他方、有機物を含むペロブスカイト結晶は、電力を光に変換する発光材料として研究が行われてきましたが、これを太陽電池に使うことを宮坂力グループが考え出し、電解液を含む色素増感太陽電池に組み込み、光から電力に変換することに成功しました。しかし変換効率は3%台であり注目されませんでした。その数年後、オックスフォード大学と産総研の共同研究で固体型太陽電池の開発に成功し、発電効率も10%以上を達成したことで世界に広がりました。

・今年のノーベル化学賞の有力候補にもなり、残念ながら受賞しませんでした。来年も期待されています。TVでも紹介されたので、その概要を紹介します。

2. 開発経緯

・現在量産化されている太陽電池の多くは「シリコン系太陽電池」と呼ばれるタイプのものですが、これらの太陽電池は壊れにくく、高変換効率（高いものでは25%を達成）である一方で、材料や製造コストが比較的高いというデメリットがありました。さらにシリコン系太陽電池ではシリコンが重くかつ厚く曲げることが出来ないことが設置場所を制限しています。

・そこで次世代の新規太陽電池材料として期待を寄せられているのが「ペロブスカイト太陽電池」です。ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料を用いた新しいタイプの太陽電池であり、シリコン系太陽電池に匹敵する高い変換効率を開発しており、現在の発電効率は、23%を超えており、将来はシリコン系太陽電池を超えることを目指しています。

・ペロブスカイト膜の材料は、有機物のメチルアンモニウムと無機物である鉛イオン、ハロゲンアニオンであるヨウ素イオンを配合したもので化学式では、 $\text{NH}_3\text{CH}_3\text{PbI}_3$ で表されます。ヨウ素は日本での埋蔵量は世界一で、そのほとんどが千葉県産です。

・東芝では、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業の「太陽光発電主力電源化推進技術開発」の一環として、フィルム型のペロブスカイト太陽電池の開発を進めています。2021年9月には703平方cmのモジュールで、フィルム型のペロブスカイト太陽電池では世界最高の変換率15.1%を達成しました。さらに2025年までにモジュールの900大型を実現し、変換効率20%以上で、発電コストは1kWあたり20円以下を目指しています。

・積水化学工業は2023年4月から国内初となるフィルム型ペロブスカイト太陽電池を建物の外壁に設置する実証実験を開始し、今後は発電効率15%を目指します。

・鉛は1㎡に含まれる鉛の量はおよそ0.4gで自然界の土壌に含まれる量とほぼ同じですが、有害物質のた

め将来Pbフリーのペロブスカイト太陽電池の開発を目標としています。

・塗って作れる軽い太陽電池なので、ビニールシートのようなものにして屋根にかけたり、太陽光発電のカーテンも作れます。また、ペロブスカイトの膜厚を制御することにより、半透明も可能なので、住宅やビルの窓ガラスを太陽電池にすることも可能です。

・ペロブスカイト太陽電池は、材料を塗布するだけで作れるもので、その厚さは500nm、髪の毛の100分の1ほどで、安く、しかも曲げて使えるので用途は拡大するはずです。

・リコーは宇宙航空研究開発機構（JAXA）と宇宙での利用を目指して共同開発を進めています。

これまでに人工衛星にはシリコン系太陽電池が搭載されていますが、ペロブスカイト太陽電池に替えれば、軽量化が図られ、打ち上げコストの削減につながります。また、放射線による劣化が少なく、変換効率が高く、光量が少なくとも発電するので、宇宙空間で利用するのに向いているので耐久性が高い軽量化されたペロブスカイト太陽電池の開発を行っています。

・様々な自治体や企業が開発に乗り出しています。例えば東京都は、メーカーとの共同研究で、ペロブスカイト太陽電池を都内の水処理施設に設置して、発電効率や耐久性の検証をしています。また、パナソニックホールディングスでも、ガラス一体型のペロブスカイト太陽電池“発電するガラス”を開発し、現在、モデルハウスでの実証実験を行っています。

・政府は、2030年までにペロブスカイト太陽電池の普及を目指しています。

・ペロブスカイト太陽電池の課題

①熱と酸素に弱いと言われており、特に屋根に設置するのであれば70～80℃に耐えなければならないので改良が必要です。

②開発途上にあり、長期間使ったことがないので、電池の寿命が不明です。

③ヒステリシス（Hysteresis）がある／理由は不明だが、電圧を上げていくときと、下げていくときで、電流値が異なる／と言われていています。⇒カリウムを使えばヒステリシスが起きないことが分かったので改善の方向

・将来（ペロブスカイト太陽電池研究者の弁）

貧困に苦しんでいる国で産業としてペロブスカイト太陽電池の生産が行われるようになり、その国の経済発展に寄与することができ、世界中で当たり前のように使えるようになるだろう。

脱炭素社会の実現も現実なものになり、日本の一般家庭でも電力料金が格安になるでしょう。

3. 提案

温室効果ガスの大幅削減を目指すなら次期クリーンセンターにもペロブスカイト太陽電池を採用すべきです。例えば、焼却施設の建物の壁や窓、煙突等にペロブスカイト太陽電池を貼り付けたら如何ですか？ 以上

【回答】

日本人が開発したペロブスカイト型太陽電池につきまして、次期中間処理施設で採用したらいかがかということでご提案をいただいたところでございます。回答につきましては、次期中間処理施設につきましては、基本計画に示された基本方針に掲げます、地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備、循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備、経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備の実現を目指し、一般廃棄物の適正処理とともに、地域環境との調和や資源循環型社会への貢献等、地球温暖化防止対策に努め、将来的なカーボンニュートラル、地球環境の保全を目指し、計画を進めてきたところでございます。

要求水準書におきまして、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、発電した電力につきましては、次期中間処理施設や地域振興施設に充てまして、余剰電力につきましては売電する計画としているほか、省エネルギー化等の地球環境に配慮した循環型社会の構築に資する施設整備を目指すものとして再生可能エネルギー発電施設等の設置、雨水利用、緑化率の向上、省エネ化の徹底等による地球温暖化防止対策として、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーを積極的に活用することとして事業者から提案を求めるものとなっております。

設備等の詳細につきましては、建設工事請負業者に決定した事業者の実施設計によりまして決定していくものと考えてございますので、ご提案の内容につきましてはご意見としてお伺いさせていただければと考えてございます。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
------	-----------------------

[乙委員]	<p>現在COP28というのを開催しております、そこでも議論が出ているのですけれども、現在地球温暖化というのはかなり進んでいまして、今年度も地球の温暖化が今までの例に比べて最高まで上がっており、1.4度まで上がっていると。いつからかという、産業革命以降、上がっていると。それで、目標は、1.5度までだということで、もうぎりぎりまで来ているのだと。その結果、各地でいろんな高温対策が行われており、日本でも2050年に温室効果ガスをゼロにするというふうに決めておまして、その前に2030年には、46%まで温室効果ガスを減らすという主張をしていますけれども、今回のCOP28の結果、特に先進国は、今までのやり方では到底1.5度を守ることはできないということで、かなり厳しい計画を立てなければいけないと。2050年にゼロというの、多分先進国は2040年までゼロというふうになるのではないかと、噂もあります。したがって、この温室効果ガスを出すごみ焼却施設も、プラスチックは燃やさないとか、そういうかなり厳しいものになると予想されます。その一つの対策としては、太陽光発電等のエネルギーを有効に利用してCO2をゼロにするということになると思うのですが、今回次期中間処理施設も、計画を見ると、プラスチックをまだ燃やすという前提で考えているようなので、これは絶対、すぐというわけにはいかないでしょうけれども、CO2を減らすためにプラスチックは焼却しないと。ただ、それだけではなくて、さらにクリーンセンターがCO2を出さないのもそうだけれども、新たな太陽光発電を使って、このここに書いてあるペロブスカイトという日本人が開発した新しい技術を使って、もっと太陽光発電を促進しなければいけないというのが言われると思います。日本は、2030年と言わず2025年ぐらいには、このペロブスカイト発電を実用化すると。それで、2030年には普及するというとも言っています。したがって、私が言いたいのは、この新しい技術は、日本人が開発したということと、ペロブスカイトの原料であるヨウ素、これが、千葉県が一番世界的に生産できる地域だということがありまして、ぜひ取り入れてもらいたい。例えば煙突にこの電池を貼り付けるとか、各施設に貼り付けるとか、それから、ごみ収集車には新しい太陽光発電を使えるシートを貼るとか、そんなことをどんどん他の業者に任せるのではなくて、先進的に自分たちがこれを使うということを業者に言って、積極的に使うようにすることを求めます。</p>
[議長]	<p>ありがとうございます。 事務局から、その意見に対して何かございますか。</p>
[甲委員]	<p>乙委員からいただきましたお話については、カーボンニュートラルという部分で、こちらのほうは考えさせていただいている中で、なるべくそのCO2に関しても、要するに出すものはなるべく出さず、そのエネルギーの部分は取り込んで、極力、地球温暖化の防止に努めるというようなお話だと思います。組合のほうといたしましても、そのプラスチックも含めて、各種資源化のほうに今後取り組んでまいります。その上で、やはりどうしても焼却しなければならないものというは出てきてしまいますので、そういった部分につきましても、極力カーボンニュートラルという観点の中で、省エネルギー化に資する施設ということで地球温暖化防止に寄与する施設という形で現在計画を進めておりますので、今のご提案につきましても、先ほどご説明させていただいたとおり、事業者提案を踏まえまして、今後行ってまいります実施設計の中で具体的に検討させていただければと思います。</p>
[乙委員]	<p>はい。期待しています。よろしくお願いします。</p>
[議長]	<p>ほか、ございますか。よろしいですか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

質問2. 指定廃棄物の件

- (1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
- (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。確認状況（表面線量率等）はどのようなであったか。

【回答】

指定廃棄物の件について説明いたします。（1）につきましては、進捗はない状況となっております。（2）につきましては、今年度の指定廃棄物（放射性物質）の立入検査は9月20日に行われました。立入検査は現場確認及び空間放射線量の測定が行われました。立入検査の結果は、国より保管状況について異常ないこと。適正に管理されていることの講評がありました。空間放射線量については、指定廃棄物のフレコンの表

面、シートに機器をつけて測定をした結果、数値としまして2か所、0.36マイクロシーベルト、0.34マイクロシーベルトとの報告がありました。国より、これらの値については問題ないレベルであるとの説明がありました。

【質疑応答】

[議 長]	これに対して質疑等ございますか。
[乙委員]	指定廃棄物のフレコンの表面の数値が2か所で0.36マイクロシーベルトと0.34マイクロシーベルトとの報告がありましたというのですけれども、これはどうしてそんなに密着させて測っているのですか。
[甲委員]	測り方として、そのままフレコンに接する形で表面の数字を取るのが国の測定ということで確認をして、数字として0.34、0.36ということです。高さについては1メートルの高さになります。
[乙委員]	測定するときに、治具か何かがあって、ちゃんとそれなりの方向をちゃんと指定をして、それで測っているという理解をしていいのか。
[甲委員]	国のほうで測定の機械を持って、高さを確認して測定していると思います。
[乙委員]	この22ページのところに放射線測定器の、この指定廃棄物の保管状況について、測定、第1地点という測定地点があるというふうにあります、今回のその測定の位置というのは、その①のところから見たらどのくらいの位置にあるのでしょうか。
[甲委員]	空間線量の測っている位置につきましては、第1地点って書いてありますけれども、そのの矢印の先の丸になります。丸の位置。図面で言いますと、第1地点って、四角い吹き出しになっているところです。
[乙委員]	測定のとときは、指定廃棄物のほうに向いているのですか。
[甲委員]	敷地境界のほうに向けて測定しているかは、確認しておりません。現場に任せて、この地点での空間の線量は幾つ、どのくらいかというような詳細になっていますので、向き方は特段指定してございません。
[乙委員]	この各ポイントを毎週1回ずつ測っているということですが、測る場所のみを指定しているだけで、同じ方向を向けていなかったとしたら、測定値って正しい測定とは言えないと思うのです。
[甲委員]	測定の向きにつきましては、確認します。
[乙委員]	空間線量については、多分方向はあって、指定管理物を保管している方向にその線量計を向けたときが一番放射線が入ってくるはずなのです。1秒間当たり入ってくる放射線の数ですが。 線量計は方向に移動するので、放射性物質のある方向に移動するので、空間線量測るとき高さ1メートルは多分何かの規定があると思うのですけれども、その指定廃棄物の放射線源が置かれている方向に線量計向けたときに一番入っているはずなのです。ただ、そうは言いつつも、リアルタイムで装置が応答するので、一応、測定者は恐らく360度測っているはずなのです。この地点で一番強い線量が出ているところの数字を普通は記載するのです。
[議 長]	ありがとうございます。それは、今そういうふうに委員さんがおっしゃっていますので、その測り方が多分そういうふう測っていると思われましても、確認をお願いします。よろしいでしょうか。
[乙委員]	国、環境省の検査官なんかがついているときに、実際、測定用に使用している機器はどういう機器だったのでしょか。
[甲委員]	確認はしていません。
[乙委員]	組合のほうで測定を毎週1回ずつ測定している、この各1から8かな、までのポイントというのは、測っているのは、ホリバかどこかのやつで測っているのですよね。この機体、半導体型のシンチレーションカウンタで測っているわけですよね。
[甲委員]	そのとおりです。
[乙委員]	そうですか。はい。では、全く関係の機種が分からないということは、測定のその値がどのくらいなのかというのがよく分からないわけですよね。そういうこと教えてはいただいたわけですよね。 はい、いいです。

[議 長]	よろしいですか。機種については確認をしていただきまして、また、それでご報告がある機会にまたお願いいたします。
-------	--

質問 3.

(1) 「令和4年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書 令和5年6月の資料編報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、修正が必要である。」は、全く実行されていない。早急に正しい表記に変更されたい。

(2) 「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度の報告書から削除しています。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、これまでも測定し、報告してまいりましたがこの3項目は、法的な検査項目ではなく、これまでも測定において検出されていないことから令和4年度第4回の環境委員会 で本件について協議した結果、住民側組合側双方合意のもと削除することになりました。は不正確である。以下のように修正すべきである。

「※カルシウム、銅亜鉛の測定項目は、令和5年度より実施しないことになった。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目はJIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていたが、JIS K 0083の2006年の改正で測定対象から削除された。組合はこの改正に気づかず、2015年03月06日の環境委員会で2006年改正のことを指摘したが、何ら改善対応はされなかった。

令和4年度第4回の環境委員会で測定の削除に関する協議の結果、削除することになった。」

という提案を行ったが、資料(?)の保管年限(5年)が過ぎているという主張があり、膠着状態となった。

【回 答】

組合での修正が不正確であるということについて、環境委員会での指摘の有無等について確認できたことから、次のように修正させていただきます。

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目は、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」

【質疑応答】

[議 長]	3番についての説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	カルシウム、銅、亜鉛の3項目はJIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでしたという、この言い方自身が間違っていると思います。これは、例えば何年の改正のときにされていない。例えば削除されて載っていないという書き方をすべきではないですか。それをしていない。例えば2006年の改正のときに、このカルシウム、銅と亜鉛の3項目について削除されているのだとしたら、それは、そういうふうには書かなければいけない。
[甲委員]	分かりました。それで、調べたところ、1997年の改正から既になかったのです。
[乙委員]	うん。
[甲委員]	1997年の改正にはもう既にございませんでしたので。その表記を、では、追加させていただければと。
[乙委員]	1997年って、それは随分昔の話をされて。
[甲委員]	このJIS K 0083という、JISの測定基準なのですけれども、1996年当時につきましては、バナジウムの分析方法ということで規定されていたことを確認しています。1997年に重金属ということで、そのほかの重金属の測定方法を集約して0083に重金属という表記でいろいろな物質の測定方法として規定されました。それが1997年の改正でございます。ということで、この0083 重金属の測定方法という名称での規定につきましては、1997年にバナジウムから重金属に名称が変わった際に、このカルシウム、銅、亜鉛については、既にございませんでした。測定からは外れたものと確認いたしました。

[乙委員]	それは、それで合っているという証拠を出してほしいのです。
[甲委員]	証拠は……。
[乙委員]	それは、よく言っている意味が分からないものもありましたけれども、その2006年のときに含まれていたものから削除されていると。
[甲委員]	ではなくて、2006年は測定手法の改正です。
[乙委員]	いや、項目の改正も全部含まれているはずですよ。
[甲委員]	ただ、1997年当時のJIS K0083を見ても、カルシウム、銅、亜鉛につきましては、測定物質には入っていませんでした。それは、過去の1997年度版の0083を確認しております。
[乙委員]	それは、だから、バナジウムのときの話をされているわけですよね。
[甲委員]	いや…。
[乙委員]	バナジウムの1996年…。1996年でしたっけ。
[甲委員]	はい。0083はバナジウムの測定、分析方法ということで指定されているのですけれども、1997年の改正からは重金属の改正方法ということで0083が規定されていまして、その中には、既に銅、カルシウム、亜鉛について項目はございませんでした。
[乙委員]	違うのではないかなという気がしますけれども。2006年のときに改正で0083の中から、その項目が削除されているということから来た……。
[甲委員]	これは、事務室にJIS Kのハンドブックがありますので、後で確認していただければと思います。
[乙委員]	まず2006年に対象外になっているのに、ずっと組合との中の協定書とか、そういうところに残ったままになっていますよね。
[甲委員]	当初からなかったのですけれども。
[乙委員]	いや、そこら辺は、どうなのでしょうかね。
[甲委員]	それで、カルシウム、銅、亜鉛については、何で測定していたのかなという、当初の協定の記録についても入っていなかったということです。
[議長]	大変申し訳ございません。事務室にそのハンドブックがあるのですか。
[甲委員]	あります。それを確認していただいて。
[議長]	それで、確認をしていただいて。ここで、その議論をしていても進まないの、申し訳ございません。終わりましたら、確認をしていただければと思います。 すみません、次、よろしいでしょうか。

質問4.

住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況は、いかがか。

【回答】

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりです。

【印西市】 a) 千葉県ホームページ等により把握しております。 b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。

【白井市】 a、b) 前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧（R5.9.30時点）により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し周知を図っています。

【栄町】 a) 住宅宿泊事業者（民泊）については、県のホームページで確認し把握しています。 b) 事業系ごみとして処理するよう住宅宿泊事業者に対し指導しています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。よろしいですか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕
------	---

質問5. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

(1)組合ホームページで次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回

変更を策定」という公告が掲載された。

「地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由はいかなるものか。」に対する回答は不十分なものであった。

策定途中で情報公開を行わず、案が出来たらパブリックコメントを行うというのは、透明性に欠けるものである。

(2) 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度、令和4年度、令和5年度が公開されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分と思われる。改善を望むものである。

(3) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

【回答】

(1) アクセス道路と地域振興策対象区域の変更については、アクセス道路の概略設計が完了し吉田区と協議を実施、協議の中で、吉田区は以前より次期中間処理施設及びアクセス道路予定地周辺の谷津田が荒廃していることに対し危機感を持ち、地域振興策基本構想において里地・里山の保全及び活用を掲げており、アクセス道路周辺をフラワーアプローチ等で活用したい旨の要望がありました。

そのような要望を踏まえ、アクセス道路周辺の土地活用により、良好な景観の創出や地域振興策のイメージアップ、地域振興基本構想の目的達成に寄与することから、地域振興策開発エリアを拡大することとなり、次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を行ったものです。

なお、第2回変更に伴うアクセス道路の形態の変更はございません。

また、策定の途中段階の情報を提供することは、市民に誤解や憶測を与える恐れが懸念されることから、第2回変更に対する意見公募としたものでございます。

(2) 次期中間処理施設整備事業については、平成25年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組のもと、当該事業計画の検討を進めております。

現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開にあっては、検討過程にあることにより、正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設的设计など、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

(3) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会は、当組合管理者の附属機関として設置されており、当組合管理者が委員を委嘱し、次期中間処理施設整備運営事業者の選定にあたり、公平かつ適正な実施に関する諮問事項に対し、令和4年度から調査審議を行なっております。令和5年度では、3回の委員会を予定しております。

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会における審議内容につきましては、発注に関わる施設的设计などの検討過程にあることや、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等がございますか。
[乙委員]	言い訳みたいに、誤解や憶測を呼ぶとか、そういうふうなことばかり羅列されているのですけれども、きちんと情報公開すれば、そういうことはないのではないですか。情報をきちんと公開すれば、そんな変なことは起きないのではないかなと思うのですけれども。

[甲委員]	<p>この内容については、それぞれのその検討過程の中で、こちらのほうもこういうことで検討しておりますというような書き方でしかないと思うのですが、その見る方によって、検討過程の情報で止まってしまうことがどうしても懸念される部分がございます、これまでもそういった誤解を招いてきてしまったところがございます。そういったところも踏まえまして、決定したものに対して公表させていただいているということです。パブリックコメントの内容につきましては、こちらのほうで案を作成させていただいて、その上で皆さんにご意見をいただきたいということで公表させていただいて、意見をいただきましたら、その内容も踏まえて修正をさせていただくというような手続でございますので、パブリックコメントなどでご案内をさせていただいた際は、ご意見等ございましたら、検討させていただく手続がございますので、そういった形でご理解をいただければと思います。</p>
[乙委員]	<p>それは、住民をバカにしているのではないかなという気がしまして。業者の方がどういうふうに理解しようが、それは構わないのですけれども、きちんと公開した情報というのを形としてちゃんと分かって残っているわけですね。そしたら、そこのところを知ってくださいというふうに、見てくださいというだけで、それ以上のことはないと思うのです。勝手に個人が憶測とか何かで言うって、ものに関しては、別に組合に責任があるわけではないから、そういうこと必要はないと思う。ちゃんと公開すべきことは公開すると。それは、きちんとした文書の形で公開をするというのが私は必要だと思います。それで、パブリックコメントは、それは最終的にできた形をやっているのだから、それはそれで説明会を開いてやるのなら、それはそれでいいと思うのです。その途中の経過を皆さんにお知らせすることと違うかなと思いますけれども。</p>
[乙委員]	<p>私の意見を言いますと、こういう場合、例えばこれはアクセス道路のフラワー道路のことを言っているのです。そうすると、今、例を挙げてあれなのですけれども、阿夫利神社に行く道路、両脇はもう資材置場とか廃棄物の置場とか、すごくあの道路のところ、両脇なっていますよね。たまに歩いていくのだけれども、もうすごく汚くて、広いので。ここも、例えばこのフラワー道路のいわゆるアクセス道路ができる両脇がそういったフラワー道路みたいな緑地にならないと、その可能性は、無きにしもあらずですよ。そういうのを事前にこうしますと言ったら、恐らく第三者の関係ない人が地権者に擦り寄って、そこを先買いしてくるとか、いろんな部分が出てくる可能性が無きにしもあらずだと思ふのです。それが理由だとは思わないのだけれども、一応ある程度はやっぱり、過去にもそういうところがあったと思うのです。印西市でも結構県道をこうやると、その隣接を地権者にすり寄って、その部分を不動産屋が買い占めるとか、そういう部分も出てこないとも限らないので、それは五十歩百歩だと思ふのだけれども、ある程度の部分はしようがないのかな。それから、これ今年で第1回目かな。結構、皆さん公表してこういうふうになりますとかというのって非常にいいなと思ふのですけれども、一応それが私の感想です。</p>
[議 長]	<p>では、よろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>

質問 6.

印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。) 環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と、答弁しているが、事実と異なるため、訂正すべきである。

水銀に関しては、協定値の設定がされていないままである。

「排ガス中の水銀測定の協定値について」という書類が提出されているが、内容があまりにも酷いものである。表一7)排ガス中の重金属測定とともに協定書の改訂を行うべきである。

【回 答】

協定値などの決定については、環境委員会を通じて協議など意見交換を行い、変更を含め住民側、組合側双方の了解を得て、協定書に設定させていただいているところです。

なお、水銀の協定値の設定につきまして、現在、協定書の改訂を含め住民側委員の代表者と協議させていただいております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	本件につきまして住民側の委員会の中でも話しましたように、協定書を改訂するというのは、非常に手間がかかると。まず、全ての自治会、町内会の会長さんの署名捺印が必要だということで、これは水銀の協定値については、規制値を採用するというような方向で、今日、組合さん、我々住民側の顔がそろっていますので、この会議録で協定値は、もう規制値を採用するというので、意思統一というかな、協議、掲載する、それだけでよろしいのではないかと、私、住民側代表としては、そう思っております。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕
[議 長]	今、賛成の方もいらっしゃいますし、反対という方がいらっしゃいます。それで、どういう形にしたらよろしいですか。こういう場合は、事務局の意見をお願いします。
[甲委員]	私どもの方としましては、規制値の方でやらせていただきたいというのがございます。先ほど代表者が言われたとおり、協定値ということになりますと、皆様方にも多大なるご尽力をいただくこととなりますし、この工場というのは、あと数年のものになります。その間の基準ということになります。ただ、賛成の方、反対の方いらっしゃいますので、多数決等で皆様方のほうで採決を採っていただければ、私どもはそれに従うような形でやらせていただければと思うのですが、その点でいかがでしょうか。
[議 長]	事務局の案が出ましたので、そういう形で進めさせていただいてよろしいですか。今日は、全員で20名の方が出席をされています。
[乙委員]	いや、ここは決を採る場ではないので、それはやらなくていいです。
[議 長]	分かりました。
[乙委員]	協定書の改訂の件について、ご説明させていただきますけれども、過去、昭和61年12月にこの組合と住民側で、最初は8つの自治会、町内会で協定を結びました。その時は全ての自治会、町内会長さんに署名捺印をもらったのがあった。その後は新たにこの環境委員会に入りたいという自治会、町内会が現れた場合は、当該自治会、町内会の会長さんと組合のほうで1対1で署名捺印をした。あと、その協定書の改訂で、内容については、これは誤解があったのですが、住民側代表と組合側で1対1の署名があればいいというふうに組合側も、我々も誤解をしていたのですが、組合さんでいろいろ調べてもらったら、やはり協定書の内容、数値を変えるということについては、やはり会長さんの署名捺印が必要だということが、最近分かったのです。だから、もし私と組合さんのほうとで1対1の関係で改訂できるのであれば、私も別に改訂しても構わないと思っていたのですが、やっぱりそういうわけにいかないということが分かったので、組合さんがおっしゃるように、残り5年程でございますし、皆さんの負担や過去の水銀の測定値を測っても、全く規制値に及ばないものでございますから、本日この場で、この話については、もうやめにしませんか。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕
[乙委員]	他の方、いかがですか。意見をおっしゃってください。やはり改訂したほうがいいのかということであれば、もちろん前向きに検討します。
[乙委員]	結局、改訂をもしするのだったら、委員さん方が汗をかいていただかなければいけないということなのです。各自治会に戻って、次の総会に議事に上げてもらって、それで新しい会長さんに判を全部、順繰り押ししてもらわなければいけないという作業が出てくるよと。それに対してあまりメリットがないのです。残り5年ぐらいの活動の中で、それを、これから皆さん限られた時間の中でやってもらわなければいけない。それに対して意見を伺いたい。どうでしょう。
[乙委員]	私の感想は、現状の測定値が、協定値や規制値に迫っているものではないので、どこにウエイトを置くかという話で、やはりこの話を自治会に持って行って、自治会長が簡単に判を押せる話ではないです。また、その自治会内の役員の中で話をしなければいけない。かなり技術的な話になってくるので、説明し切れないかなというのがあります。なので、結構各自治会によっては、非常に時間かかるような話になってしまうかもしれないので、その結果を出すまでのことを考えるとそのままでもいいのかなと。規制値を採用して、協定書の改訂を行わなくてもいいのかなというのが私の個人的な意見です。

[乙委員]	ありがとうございます。他の方はいかがですか。手を挙げてもらうとかいうことはしませんので、声出してもらうだけでいいので。
[乙委員]	私は、規定値どうのこの、数字をきちんと規定するのではなくて、今までどおり、組合側から測定値を提示していただくことだけで、ずっと続けていただければそれでいいと思います。実際、過去のあれを見ましても、測定値は随分低い値になっていますから、もともとその値が出てくるのは住民が出す品物に含まれているものですから。そのレベルで、そんなところにあるのだという科学的データとして残っていけばいいのではないかと思います。規定値と比較してどうのこのこのという議論することではなくて、ただ、これは現実的な値はこれだということだけ記録を残すことで、そのまま過ごせばいいと思います。規定値も何もなくならなくても。また、これが規定値だというふうに値を定めなくても、現実はこれだということだけデータとして、真のデータとして残していただければ、それでいいかと思います。私は、そういう意見です。
[乙委員]	難しいことは、ちょっとよく分からないのですが、組合の方も一生懸命やっただいて、こういう結果で皆さんに報告していただいているので、ぜひ残して行って、今までの現状で私はいいと思っております。異議ありません。
[乙委員]	私も、今、皆さんおっしゃったとおりに合意しますので、よろしくをお願いします。
[乙委員]	私も細かくは分からないのですが、やはり組合側の方の測定値の値としてちゃんと出ているのでよろしいかと思います。特に判とか何かそういうのは、求めないほうがいいかと思うのですが。
[乙委員]	去年から長引いていらっしゃるのでしょうが、去年は、分かりませんが、いつも同じように、今までそういうふうに見てきているようであれば、協定書なり改訂する必要はないと思います。
[乙委員]	はい。ありがとうございます。では、おおむね住民側の意見は、よろしいですね。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
[乙委員]	では、この会議をもって本件は、やめにしましょう。そのまま規制値を協定値として改訂しないと。引き続き組合のほうにはしっかり測定してもらうということで行きましょう。よろしいですね。〔「はい」と呼ぶ者あり〕
[乙委員]	反対します。
[乙委員]	それは、それで、反対は反対でいいですよ。次行きましょう。
[議長]	では、よろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質問 7.

会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？

従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策は見いだされたか。（会議の内容を文書化するソフトは多様であるが。）

茨城県取手市での A I 利用も参考になると思われる。

【回 答】

現在、会議録の作成については、確認作業を迅速に行いホームページへの掲載までの時間短縮に努め、現在できる努力はしているところです。

また、この度ご提案頂きました取手市の A I システムについて、導入している取手市議会に費用等について確認を行いました。音声システム等の初期構築に約 1, 340 万円、システム保守点検委託料として年間、約 460 万円の経費で運用しているとのことでした。

組合としましては、このような高額なシステムを導入することは大変難しいものと考えております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	確かに前はもう少し早かったと思うのだけれども。行ったり来たりしているから出来上がるのが遅いわけですか。
[甲委員]	音声データを文字起こしするところを部分委託してしまして……。
[乙委員]	委託ですか。
[甲委員]	はい、一言一句、文字起こし形式で委託しています。

[乙委員]	一言一句って、そんな別に細かくやるのか。
[甲委員]	ただ、正確性が必要なものだとして認識しておりますので。
[乙委員]	3人ぐらいで手分けしてやれば駄目なのか。他の地区の連絡会なんかでも3人ぐらいでやっている。こんな遅くはないと思う。
[乙委員]	会議録が出来上がるのが次の会議が始まる頃である。確かに乙委員が言うように、少し遅いのではないかなど。
[甲委員]	文字起こしが完了するまで約2週間かかっています、その後、事務局等で一応再度確認して、それが大体2週間ぐらいかかってしまう。それで、議事録署名人の署名が必要です。
[乙委員]	例えば、今日やったとすると、完成は、いつになるのか。
[甲委員]	大体2か月ぐらいはかかってしまいます。
[乙委員]	2か月、そうすると、3月頃できるということか。
[甲委員]	3月中盤ぐらいになるかと。
[乙委員]	もう替わってしまう時期では。3月から4月だけれども、みんな引継ぎなどやるのでは。せめて今日から発送して1か月か1か月半ぐらいではないか。実際、もう少し早かったではないか。
[乙委員]	いや、そのときによって違います。
[乙委員]	お互い住民側と組合側の齟齬があれば、両方とも忙しいみたいな感じでやり取りして、ここが違うのではないかなってなると遅くなるのだけれども、そうでない場合は外部に発注することはないのではないかなど。
[甲委員]	それで、議会の議事録を作成するところに一緒に委託しております。
[乙委員]	私の記憶では、前はもっと早かったなと思っていたのです。この1年ぐらいですよ、遅くなったのは。
[甲委員]	そうなのですか。
[乙委員]	新しい委員はこんなものだと思ってしまうが国会の議事録ではないのだから、一言一句やることではないのか。概要をある程度やって、ここはちょっと違うのではないかとということだけ抜き出してやるとかすればいいのでは。
[甲委員]	私にとっては重要なものだと考えています。内容を間違えないようにしないと。
[乙委員]	そんな完璧にしようと考えなくていいのでは。
[乙委員]	今、乙委員が話したことも会議録に全て残ってしまうのですよ。
[乙委員]	いいよ、構わないよ。
[乙委員]	その乙委員が話したことを凝縮すれば、もっと早くできるのではないか。乙委員がずらっと話したことも残ってしまう。
[甲委員]	それと、皆さんの発言の音量についても、時間かかる要因にもなるようです。また滑舌が悪いと文章起こすほうも聞き取りづらくて、時間がかかっていたりするようです。
[議 長]	事務局には、極力早めにご提示できるように検討してください。聞きづらいところがあれば、発言者のほうにお問合せするなりして、早めに開始できるような形を取ってください。 次、よろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質問8

(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して「千葉県の(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申(令和3年12月17日)と令和4年1月17日:知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。

環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書説明会が令和5年10月21日、令和5年10月22日(日)を開催日として、環境影響評価準備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。

(1)環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類の種類、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由か。

(2)施設設備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由か。

【回 答】

- (1) 印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。
- (2) 印西地区ごみ処理基本計画が令和5年3月に改訂されたことにより、改訂後の内容を踏まえ、準備書を作成したものでございます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	(1) のほうですけれども、脱水汚泥について印西地区衛生組合から出てくるからというふうに書いてあるのですけれども、これは準備書でなくて、その前の方法書のときにはそれは記載されていないですよね。なぜ記載されていないものをここで追加したかを聞いているのです。
[甲委員]	こちらにつきましては、まだこちらに搬入することに関しては協議をしている過程でございます。ただ、そういった中で、可能性としてそれ自体が搬入される可能性があるということを踏まえまして、準備書から記載のほうを追加させていただいたところでございます。
[乙委員]	そんなことは、衛生組合から出てくるといのは分かっている話ですよ。別に今回のその準備書の段階でなくても。その前のときも、方法書のときから分かっていることですよ。そうではないですか。違いますか。
[甲委員]	その内容についても具体的にこれから協議を始めてまいりますので、そういったところを含めて準備書から記載させていただいたということでございます。
[乙委員]	方法書の作成、約2年前ですよ。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	そのときは、何も決まっていなかったということをおっしゃっているわけですか。
[甲委員]	決まっていないとか、そういった部分でも確かにこちらのほうとしては、ある程度の計画の把握はさせていただいているところではあるのですが、そういった部分については、方法書に関してはその時点ではまだ記載していなかったというところでございます。
[乙委員]	それは記載漏れですか。それとも意図的に記載しなかったのでしょうか。
[甲委員]	記載漏れとか意図的にとかということではなくて、具体的に協議をこれから始めていく中で可能性があるというような部分を踏まえて、準備書のほうへ記載させていただいたということです。
[乙委員]	何か腑に落ちませんねという感じがしますが、あと(2)のほうの算定に関して、その方法書と準備書でその基になっている数値とか、あと計算するときの稼働日数だとか、そういうところが異なっているのですけれども、それって簡単に変わってもいいのですかという質問です。 もし新しいところの部分に合わせるべきだったら、その、こういう年度だとか、そういうものもちゃんと合わせるべきではないですかという話を今している
[甲委員]	すみません、具体的にどういった内容ですか。
[乙委員]	これは違っているではないですか。方法書と、あと準備書のところで違っているから、その部分、掲載の基になっている部分だけで、本当に年度が替わっているだけではないでしょうかということを言っています。ところが、29ページのところで言っている部分だとか、あと30、31で、その言っているところが、そこで使っている計算が、数値が全然違います。本当に、ただ割って出ただけではないと思うのですけれども。何か思うには156トンと、あと10トンです。こちらに合わせ込んでいるという感じがするのです。でも、ごみ処理基本計画のところ、そういうふうな感じで書き込んでしまえば、あとは数字出てくるからということをおっしゃっているのではないかと思います。
[甲委員]	理解が追いつかなくて申し訳ございません。今お話しいただいているのは、例えば方法書では乙委員のほうからいただいているこの質問書を見ながらということで30ページと31ページを今見ておるのですけれども、その中で方法書は、方法書の日平均処理量が、3万8,168トン足す3,500トンであったものが、準備書では日平均処理量が4万525トン足す1,200トンになっていると。これに対してというような理解でよろしいでしょうか。

[乙委員]	それが1つだし、あと年度と言っているのは方法書では目標達成時2033年というふうに記載されているけれども、こっちは、準備書のほうが2028年と書いてあるところが何でそういうふうになってしまうのかということです。
[甲委員]	まず、ごみ量については、先ほどお話ししたとおり、平成31年度のごみ処理基本計画での減量目標、令和5年に策定した新しいごみ処理基本計画、それのごみ量に関しても、やはり策定当時からごみ処理基本計画の減量目標の値が変わっております。当然人口とかも変わっておりますので、1人当たりのごみ排出原単位、そういったものも変わっておりますので、数量の総量としては当然変わってまいります。あと、ここで実際、何年度の時点をとというような部分で目標達成時、方法書に関しては2033年度、準備書に関しては2028年度としていることに対してというお話だと思うのですが、こちらについては準備書の検討におきましては、こちら2028年度が一応ピークを迎えるというような形で、その年度をもって目標年次としてごみ処理基本計画を定め、それに合わせて施設規模を算定し、それで計画をしていくということで準備書の記載については、このような記載になっているところでございます。施設整備につきましても、これと同様に修正をさせていただきまして、進めているところでございます。
[乙委員]	それで、この方法書と準備書のところで、目標達成時の年度が5年間、簡単にずれるのですよね。そうすると、やむを得ない。先のほうに延びていって、その減量効果が出てくるというのが、もう少し後になるような気がするのですが、前は2033年でやっていた、こっちは2028年ですというふうに5年間も早くなるというのは、よっぽど何かいい方法をお持ちなのですか。
[甲委員]	そうですね、いい方法とかということではないと思います。
[乙委員]	言っている、すばらしい方法があるから、早くできるという算定の基にこれでやっているわけですよね。そうではないのですか。
[甲委員]	すみません、今私のほうも、ごみ処理基本計画を今持ち合わせていないので、内容を確認できないところではございますが。
[乙委員]	資料としてもう2週間ぐらい前に渡してあるじゃない。
[甲委員]	すみません、ここまでの読み込みが足らなかった状況でございます。申し訳ございません。もし差し支えなければ、この内容については、こちらの回答に不備があれば、次回の機会に改めて、質問を提出されるようであれば、そのときには、こちらのほうからまた改めて回答させていただければと。
[議長]	まだ適正な回答ができていないということですので、次の機会とか、あるいはご説明できるものは、するということで、次の質問でよろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質問9.

使用済み紙おむつに関して

- (1) 介護を必要とする高齢者の増加に伴い、使用済み紙おむつの廃棄量が増え続けている。
(添付資料) 表一8)ごみ質分析(調査測定)において、使用済み紙おむつはプラスチック類に分類されるのか、それとも他のものに分類されるのか、使用済み紙おむつは熱的及び質量としてどの程度の比率なのか。
- (2) 使用済み紙おむつの減量化対策が計画・実証されようとしているが、その影響は予測しているか。

【回答】

- (1) 使用済み紙おむつは、当組合のごみ質分析では紙類に分類し測定を行っておりますが、熱的及び質量としての比率は把握しておりません。
- (2) 使用済み紙おむつの減量化対策については、組合のごみ処理基本計画では記載しておりませんが、環境省で使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを令和2年3月に策定し、現在、国とともに民間において実証している状況であり、今後の国等の動向を確認していきたいと考えております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
------	-----------------------

[乙委員]	使用済のやつで紙類に分類されているのは、それはかなりの部分が、いわゆる高分子の吸収体を使っていると思うのですけれども、その部分を反映していないということですか。それは、ごみ質分析というのが昔のままのやり方をやっているから分からないという意味でしょうか。
[甲委員]	ごみ質分析は、乾燥させた状態において目視で物の素材を紙、プラスチックに分けて数字を出しております。分析した会社におむつが入っていた場合の分類としてどういった形で分類しているのか確認をしたところ、紙のほうで分類しているということです。
[乙委員]	分析した会社は、どこの会社ですか。
[甲委員]	永山環境科学研究所です。そちらの方で乾燥させた状態で一つ一つ目視で確認しております。
[乙委員]	では、今回のごみ質分析でも30何%が紙質と書いてあるうちの、どの部分か分かりませんか。
[甲委員]	おむつがあった場合には紙類の方に。
[乙委員]	ここに入っているという理解をしてくださいということですか。
[甲委員]	はい、そうです。
[乙委員]	実際にどのくらいあるのかと。それは、搬入、測るといふか、その数値を知ること、搬入の比率がどのくらいあるかといふのは何も資料としてはないわけですかという質問です。
[甲委員]	搬入する際のおむつとしてのカウント等取っていないため、そのようなデータはございません。あくまでも、可燃ごみ、不燃ごみ、そういった分類になっています。
[乙委員]	それは分類上、そうかもしれないけれども、国がやろうとしていることだから、そんなに拡大するかどうかは分かりませんが、注目して情報は集めておいたほうが私はいいと思いますけれども。そうしないと、実際ここはあと四、五年って言っていますけれども、新しいところに行ったときに、この分の実績をもって向こうのところの熱量だとか全部設計しているので、このところが大きく変わる可能性があると思うのです。そういうことをやっぱり十分考慮に入れていただきたいなというふうに思います。

質問10.

その他質問について

[乙委員]	印西市など結構、事業所が増えていると思うのですがそれにもかかわらず事業ごみが減っているということは、何か当組合とか市のほうでいろいろ指導されてごみの圧縮を少なくするような何かをしているのかどうか、そういうのを教えていただければと思います。
[甲委員]	今年度に入りましてから事業系ごみの排出事業者に対しまして、ごみの減量についてをお願いを個々に文書で出しております。それがプラスチックの減量化とごみ量の減量化、計2回、1事業者に対しては出しておりますので、もしそれが功を奏していればいいのかなとは思っております。
[乙委員]	ほかの電力とかもろもろのエネルギー系は随分追加工事がどんどんされていますから、事業者が増えているから、ごみも増えるかなと思っていたら、どうして下がっているのかで驚いて。
[甲委員]	そのようなごみにつきましては、産業廃棄物に入りますのでここには入ってきません。
[乙委員]	そうすると、あと事業を進められているところで、建物から出るごみは事業ごみとして入るのですね。
[甲委員]	事業ごみとして入るのは、事務を執ったときの文書ですとか、その会社の敷地内の剪定した木の枝、あとは、従業員の方が消費したお弁当の容器とか、そのようなものしか入って来ません。実際、業務で発生したごみにつきましては産業廃棄物ということで各事業者が責任を持って処分しているものですので、そちらについては、こちらには入って来ません。
[議長]	よろしいですか。ほか、ございますか。〔発言する者なし〕

議題(5)【その他報告事項について】

先般11月30日に新聞報道でありましたが、勝浦市のごみ処理施設が故障で使用できないということで、千葉県を通じて県内の災害協定を結んでいるところで処理できないかという打診がありました。

そこで、組合といたしましては、県の情報によると搬入されて来るごみについては家庭ごみが主になるということなので、それであれば、処分できるということで手を挙げさせていただきたいと思っております。

以上、報告いたします。

[議 長]	ありがとうございます。よろしいでしょうか。
[乙委員]	今、お話されたのは勝浦の件だけですけれども、市川市も同じように焼却炉が止まっていて焼却場のごみをあまり出さないような、あと周りの関係市町のところへお願いをしてやっている状況です。市川市の方からは打診はないのでしょうか。
[甲委員]	実のところ打診はあったのですが、環境委員会での報告と協議が必要だということで至急の返事は難しいというような内容で回答した途端、県の方から協力いただかなくても間に合いましたので、ありがとうございましたというような内容で返答がございました。
[乙委員]	では、市川市からは、なかったのですか。
[甲委員]	市川市から直接ではなく、県を通じてそのような調査がございました。
[議 長]	よろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕 議事進行、ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和5年度第3回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。